

自治基本条例 住民投票比較

三次市		日光市		宮古市		志摩市		出水市		ニセコ町		三鷹市		流山市		小諸市		筑紫野市	
住民投票	形式	個別型	個別型	常設型	個別型	個別型	個別型	個別型	個別型	個別型	個別型	個別型	個別型	個別型	個別型	常設型	個別型	常設型	個別型
	基本条例 記載内容	(第28条) 市は、住民の暮らしにかかわる重要なことについて、直接住民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができます。 2 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。	(第19条) 市は、まちづくりに関する重要な事項について、直接市民(市内において活動する団体を除く。)の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。 2 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。 3 市長は、前項の規定による住民投票に関し定める条例に基づき住民投票を行うときは、その目的及び投票結果の取扱いを事前に明らかにしなければならない。	(第20条) 市長は、市政に関する重要事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。 2 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。 (第21条) 市内に住所を有する年齢満18年以上の者は、市政に関する重要事項について、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。	(第24条) 市長は、市政に係る重要事項について広く住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票の制度を設けることができる。 2 住民投票を行う場合は、その事案ごとに投票権者等の住民投票の実施に必要な事項及び投票結果の取扱い等を規定した条例を議会の議決を経て別に定める。 (第25条) 住民のうち選挙権を有する者は、地方自治法第74条の規定により、その総数の50分の1以上の連署をもって住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。	(第33条) 市議会議員及び市長の選挙権を有する住民は、その総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から市長に対し住民投票を規定した条例制定の請求をすることができます。 2 市議会議員は、当該議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。 3 市長は、市政運営に係る重大な事案について、広く住民の意見を確認するため、住民投票を発議することができます。	(第48条) 町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。 (第49条) 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。 2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。	(第35条) 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。	(第17条) 市長は、流山市が直面する将来に係る重要課題について、市民から市民投票の実施の請求があったときは、これを実施しなければなりません。 2 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重し、当該課題に対処するものとします。 3 市民投票の請求及び実施については、別に条例で定めず。	(第30条) 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。 2 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 (第31条) 年齢満16歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。 2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければならない。	(第16条) 市長は、法令に定めのあるもののほか、市政に関する重要事項について住民の意思を直接確認する必要があるときは、住民投票を実施することができる。 2 住民投票を実施しようとするときは、対象事案に応じた条例を別に定めなければならない。 3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。								

自治基本条例 住民投票比較

三次市		日光市	宮古市	志摩市	出水市	ニセコ町	三鷹市	流山市	小諸市	筑紫野市
住民投票	基本条例 記載内容		2 市議会は、市政に関する重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票を提案することができ、かつ、出席議員の過半数の賛成により、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 3 市長は、市政に関する重要事項について、自ら住民投票の実施を市議会に提案することができる。 4 市長は、第1項又は第2項による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。 5 住民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する年齢満18年以上の者とする。 6 住民投票の実施に関する手続きその他必要な事項については、別に条例で定めるものとする。		4 住民投票の実施に関し、必要な事項は、それぞれの事案ごとに別に条例で定めます。 5 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。		3 市長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通ずるとともに、これを公表しなければならない。 4 前3項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。		3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施を決議することができる。 4 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票の実施を決議することができる。 5 市長は、前3項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施するものとします。 6 市長は、第1項の請求に係る署名数が、総数の4分の1を超えたときは、住民投票を実施しなければならない。 7 住民投票の投票権を有する者は、年齢満16歳以上の住民とします。 8 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。	